

ガス機器保証サービス利用規約

2019年8月1日 実施

(役務提供事業者)

中電エナジーサービス株式会社

第1条 (適用)

1. 「ガス機器保証サービス利用規約」は、ガス機器保証サービス（以下「本サービス」といいます。）利用時に適用されるものとします。

第2条 (定義)

1. 「サービス対象会員」とは、本サービスの提供の対象とする会員をいい、中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力」といいます。）がガスを供給する需要家のうち、この利用規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した者をいいます。
2. 「サービス対象物件」とは、サービス対象会員が居住する、中部電力がガスを供給する物件をいいます。（業務用の建物は除きます。）
3. 「ガス消費機器」とは、一般財団法人日本ガス機器検査協会が行う J I A 認証を受けた家庭用ガス機器のうち、対象品目「調理機器」（ガスコンロ）、「温水機器」（ガス給湯器（床暖房熱源機を含む）、ガス小型湯沸かし器）、「暖房機器」（ガスファンヒーター、FF式ヒーター、ガスストーブ）をいいます。※OEM製品も対象となります。（ただし、カセットガスコンロ、業務用機器は除きます。また、中部電力の供給エリアにおいて、メーカー修理が対応可能なガス消費機器のみとします。）

第3条 (本サービスの利用)

1. 本利用規約に定めるところに従い、本サービスを利用することができる者（以下「利用者」といいます。）は、前条第1項に定義するサービス対象会員、およびその同居人となります。
2. サービス対象会員は、同居人による本サービスの利用に際して、これらの者に本利用規約及び諸規程の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条 (有効期間)

1. 本サービスの開始日は、第5条に掲げる会員登録が完了した日が属する月の翌々月の1日とします。
2. 本サービスは、サービス開始日以降、毎月自動的に更新されるものとします。ただし、対象機器が期間経過により、サービス第15条第1項6号に掲げる条件を満たさなくなった場合には、本サービスの提供は終了されるものとします。

第5条 (本サービスのお申し込みの承諾)

1. 本サービスの利用契約は、申込者からの入会のお申し込みを当社が承諾し、会員登録が完了した時点で成立します。
2. 当社は、本サービスの利用開始前に、次の各号の業務を実施し、本サービスの対象期間

を設定いたします。この際、申込者等の承諾をえて、申込者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、申込者等の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) サービス対象となるガス機器の種類、メーカー名、型式および製造年月日の確認
- (2) サービス対象となるガス機器の設置状況および作動状況の確認

3. 当社は、次の各号の場合には、入会のお申込みを承諾しないことがあります。

- (1) お申込みの際の必要登録事項の申告に、虚偽の記載、不備があった場合
- (2) 申込者等が前2項の立ち入りを拒否された場合
- (3) 本サービスの適用を受けようとするガス機器に不具合が認められた場合
- (4) 本サービスの適用を受けようとするガス機器が、第15条第1項6号に掲げる条件のいずれにも該当しない場合
- (5) 過去に申込者等が利用規約の違反等により本サービスの全部または一部の利用を停止され、あるいは会員登録を抹消されたことがあった場合
- (6) その他、当社がお申込みを承諾できないと判断した場合

第6条 (本サービスの利用プランおよび利用料金)

1. 本サービスのサービス利用料金は、1月あたり300円(消費税等相当額を含んだ金額となります。)とし、お客さまに対してあらかじめ通知する利用開始日から適用いたします。
2. お客さまは、本サービスを利用するために必要となる通信・通話料金等を自ら負担するものといたします。

第7条 (利用料金の支払方法)

1. 本サービスの利用料金は、サービス対象会員と中部電力との間で結ばれているガス需給契約におけるガス料金の支払いと同一の方法により、中部電力が定める日に支払義務が発生するガス料金とあわせて支払っていただきます。
2. 本サービスの利用料金が、中部電力より当社の指定する金融機関等に払い込まれたときに、サービス対象会員から当社への支払はなされたものといたします。

第8条 (会員情報等とその変更)

1. 本サービスの契約者名義や連絡先等の情報(以下「会員等情報」といいます。)は、原則として、サービス対象会員が中部電力との間で結ばれているガス需給契約における会員等情報と同一といたします。
2. サービス対象会員が本サービスの会員等情報を変更される場合は、中部電力との間で結ばれているガス需給契約における会員等情報とあわせて変更するものとし、会員等

情報の変更手続きは中部電力に申し出ていただきます。

第9条（退会）

1. お申込み時に設定した本サービスの対象期間の満了年月をもって、本サービスは満了となります。
2. サービス対象会員から退会のお申し出があった場合、お申し出された月の月末をもって本サービスは退会となります。ただし、退会のお申し出の時期によっては、退会が翌月扱いとなる場合があります。
3. サービス対象会員が、サービス対象物件において中部電力との間で結んでいるガス需給契約を解約された場合は、ガス需給契約の解約月の月末をもって本サービスも退会となります。

第10条（利用資格の取り消し）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は利用者の承諾なく利用資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 本利用規約又は諸規程の定めに違反した場合
 - (2) 不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）または反社会的勢力等と関係を有する場合
 - (4) その他当社が利用者として不適切とみなした場合

第11条（個人情報）

1. 当社は、本サービスの運営業務をe-暮らし株式会社（以下「運営会社」といいます。）に委託（運営会社が他の委託先に委託することのほか、委託を受けた事業者（運営会社からの委託に限られません。）がさらに第三者に委託すること（それ以降の再委託も含みます。）も含みます。以下、運営会社およびそれ以外の委託先を合わせて「運営会社等」といいます。）するものとし、利用者は、あらかじめこれを承諾するものとしたします。

第12条（規約の追加変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本利用規約を変更することがあります。本利用規約を変更する場合、変更後の規定は、変更前の利用者に対しても適用されるものとしたします。
 - (1) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合。
 - (2) 前号のほか、関係する法令等が制定され、もしくは改廃された場合
 - (3) 前各号のほか、当社が必要と判断した場合
2. 当社は利用者にあらかじめ通知することなく本利用規約を変更できるものとします。

ただし、利用者に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとします。

第13条（免責）

1. 当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第14条（サービスの概要）

1. 本サービスは、会員の居住住戸であるサービス対象物件において、会員が所有し、現に使用しているガス機器に不具合が発生した場合に、会員からの修理依頼を24時間体制で受付し、係員が当該ガス機器について当社所定の点検・修理作業等は無償で提供するサービスです。
2. 当社は、会員との協議のうえ、当社営業時間内でサービス提供日時（訪問日時）を決定します。ただし、保安上の観点から、会員又は当社が緊急を要すると判断した場合は、この限りではありません。
3. 本サービスの利用上限額は10万円（税込）とします。上限額は、当社所定の工賃、部品等を交換した場合の当該部品等の代金等に基づき算定します。上限額を超過した場合には、その超過分は会員から申し受けます。
4. 当社は、修理作業に代えて、不具合が発生したガス機器を同機種又は同等の機能を有するガス機器と交換することがあります。この場合、交換するガス機器は、利用上限額を超えない範囲内で当社が機器を選定します。（機器本体及び付属品等は当社希望小売価格、取付工賃・工事費等は当社規定により算定するものとします。）
5. 当社は、原則として委託会社又はガス機器メーカーを通じて本サービスを提供します。
6. 本サービスの利用には回数の制限はありません。
7. 対象機器がメーカー保証を有する場合は、メーカー保証が優先します。

第15条（本サービスによる保証対象）

1. 本サービスのサービス対象とするガス機器は、次のとおりとします。
 - (1) ガス給湯器（ガス給湯暖房機、ガス暖房熱源器、ハイブリット給湯器、床暖房熱源機を含む。またリモコンなどの付属部品も含む）
 - (2) ガスコンロ（ビルトインタイプを含む）
 - (3) ガス小型湯沸器
 - (4) ガスファンヒーター
 - (5) ガスストーブ
 - (6) 前各号に掲げるガス機器であって、次の①、②の条件をすべて満たすガス機器であること

- ① 製造年月を起算月として製造からの経過年数が10年(120ヶ月間)以内のガス機器であること
 - ② ガス機器メーカーによる1年以上の保証期間が設定されているガス機器であって、保証期間が経過した以降に発生した不具合であること
2. 対象機器の故障が、次の各号に定める事由・原因に関するものについては、保証期間中であっても保証の対象となりません。
- (1) 配管回りの漏れ、詰まり、破損
 - (2) 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害
 - (3) 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
 - (4) 動植物による対象機器への侵入・誤作動・損傷・変質・変色・その他類似事由
 - (5) 住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合
 - (6) 対象機器の物理的な移動・落下によって生じた故障または損傷
 - (7) 対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据え付け不良
 - (8) 対象機器に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した対象機器の故障または損傷
 - (9) 消耗品(電池、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品をいい、消耗する部位や潤滑油等も含みます)の消耗・劣化または純正品以外の使用に起因する故障
 - (10) 対象機器の機能および使用の際に影響のない損害(外観の瑕疵を含みます)
 - (11) 対象機器のメーカーの責に起因する故障または損傷(リコール対象商品等)
 - (12) 対象機器の通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲内の事象(サビ・汚れなど)
 - (13) 対象機器が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼
 - (14) その他前各号に類似する事由
3. 次の各号に定める使用・管理が行われた場合は、当該使用・管理と対象機器の故障との因果関係の有無に関わらず、保証の対象となりません。
- (1) 対象機器に対し、電圧・周波数等メーカーが定める方法以外による電源を使用した場合
 - (2) 対象機器に対し、水道法に規程された水質基準に適合した水以外の水(井戸水、温泉水、地下水等)を使用した場合
 - (3) 取扱説明書に禁止または要注意事項として記載された方法で使用した場合
 - (4) 書面によるメーカーの承諾(取扱説明書の記載中にて承諾されたものを含みます)を得ずに、対象機器に対する改造・修理が行われた場合
 - (5) 対象機器が不適当な設置状態に置かれていた場合
 - (6) 法令に基づく点検の際に、不適合と判定された住宅設備について修理または交換をしなかった場合

- (7) 前各号の使用・管理が行われたと合理的に推測される場合
4. ガス機器メーカーが設定した保証期間内に不具合が発生したにもかかわらず、当該ガス機器メーカーが保証サービスを提供しなかったガス機器は、保証期間中であっても保証の対象となりません。また、会員がガス機器メーカーの保証サービスを受けることができたにもかかわらず、故意又は過失によって当該サービスを受けることができなくなった場合も同様とします。
 5. サービス利用者が廃棄したガス機器は、保証の対象となりません。
 6. ガス機器に接続するガス配管、水及びお湯廻りの配管、排気筒に生じた不具合は、第1項に定めがある場合を除き、本サービスの対象外とします。
 7. 次の各号に定める費用は、保証の対象とならず、原則として対象機器の所有者の負担となります。
 - (1) 修理費用の一部または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
 - (2) 対象機器本体以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用
 - (3) 対象機器を修理するにあたり必要となった壁、床、天井または構成材等の取り壊しと修復にかかる費用
 - (4) 対象機器についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
 - (5) 火災保険、動産総合保険等、保険契約による保険金により支払われるべき費用。または既に支払われた費用
 - (6) サービス対象会員からの修理依頼が虚偽であった場合の出張または修理にかかる全ての費用
 - (7) その他前各号に類似する費用

第16条（修理の申込み）

1. 会員は、本サービスによる修理依頼をする場合には、当社が指定するコールセンターに電話連絡のうえ、オペレーターの求めに応じ会員名、住所等を伝え、サービスの利用を申し込みするものとします。なお、コールセンター以外を通じて修理を依頼された場合は保証の対象とならない場合があります。
2. 修理申込時に、オペレーターの指示に基づき会員自らが不具合の解消策を実行した結果、不具合が解消した場合には係員を派遣しないことがあります。

第17条（有料サービス）

1. 第14条第3項に規定する本サービスの利用上限額を超過することが見込まれる場合は、事前に係員が作業内容、見積額等を説明し、サービス利用者の事前の承諾を得るものとします。

2. 本サービスの対象外であるガス機器について、会員からの申し出がある場合は、有料サービスとして修理作業を行います。ただし、第14条第4項の規定は適用しないものとします。
3. 当社又は委託会社は、本サービスの利用上限額を超過した額、前項に規定する有料サービスを提供した場合は、別途会員宛てに請求書を発行します。
4. 会員は、請求書受領後、当社又は委託会社が指定する方法により当該費用をお支払いいただくものとします。

第18条（サービス提供の制限）

1. 本サービスにおけるサービス対象物件は、会員と中部電力とのガス需給契約に基づくガス需要場所である個人の居住住戸に限り、ガス機器が店舗付住宅の店舗部分、学校、病院、オフィスビル、飲食店等の店舗において使用されている場合、集合住宅等の附帯設備である場合は対象外とします。
2. 天候、交通状況、係員の作業状況等により係員が到着するまでに時間を要する場合があります。また、翌営業日の訪問となる場合があります。
3. 停電時、断水時にはサービスを提供できないことがあります。
4. 作業時に騒音・振動等が発生し周辺住民に影響が及ぶ場合には、会員が周辺住民への説明などの対応を行うものとします。
5. サービス利用者がサービス対象会員本人又はサービス対象会員の2親等以内の親族であると認められない場合は、サービスを提供しないことがあります。
6. 当社又は委託会社がガス機器の不具合の発生原因がサービス利用者の故意によるものであると判断した場合は、サービスを提供しないことがあります。

第19条（保証の限度）

1. 本サービスは、ガス機器の不具合の再発防止を保証するものではありません。
2. 本サービスは、ガス機器に発生した不具合によって会員が被った一切の損害を保証するものではありません。
3. 本サービスは、会員が当社又は委託会社以外の第三者にガス機器の修理作業等を依頼した場合の当該費用を補てんするものではありません。
4. 次の各号の損害等については保証の対象となりません。
 - (1) 対象機器の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障もしくは損傷等の損害
 - (2) 対象機器が故障または損傷し、対象機器およびその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた損害
 - (3) 対象機器の故障または損傷に起因して生じた身体障害（傷害に起因する死亡および経済的または精神的損失を含みます）

第20条（製造物責任）

1. 当社及び委託会社は、会員に対して本サービスに係る業務を請け負う事業者であり、製造物責任法第3条の責を負わないものとします。